

都市計画法施行令第42条第2項に基づく都市計画事業のお知らせ

- 1 下記の都市計画事業については、令和8年3月24日付け鹿児島県告示第209号で認可の告示（以下「告示」という。）があったので、都市計画法（以下「法」という。）第66条の規定により、霧島市については、令和8年3月24日付け霧島市告示第40号で公告しました。西日本高速道路株式会社については、下記のとおり公告します。

記

- (1) 都市計画事業の種類及び名称
ア 種類 国分都市計画道路事業
イ 名称 1・3・1号 隼人国分線
3・7・17号 小村新田1号線
3・7・18号 小村新田5号線
- (2) 施行者の名称
鹿児島県霧島市
西日本高速道路株式会社
- (3) 事務所の所在地
鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号（霧島市役所）
鹿児島県始良市加治木町反土1466（西日本高速道路株式会社）
- (4) 事業地の所在
収用の部分 鹿児島県霧島市国分広瀬字会所下、字仮屋村下、字毘沙門前地内
使用の部分 鹿児島県霧島市国分広瀬字会所下、字毘沙門前地内
- (5) 図書の縦覧
霧島市建設部土木課において、公衆の縦覧に供しています。
- 2 上記事業の施行に伴い、事業地内においては、法の規定により、次のような制約を受けます。
- (1) 建築等の制限
告示の日以降、事業地内において、事業施行の障害となるおそれのある土地の形質の変更（切土、盛土、整地）、建築物の建築（新築、増築、改築、移転等）又は移動の容易でない物件（5トンを超える物件）の設置等の行為を行おうとする場合は、霧島市長の許可が必要です。（法第65条）
また、土地の形質の変更、工作物の新築、改築、増築、大修繕又は物件の付加増築等を行ったときは、あらかじめ霧島市長の承認（土地の形質の変更については、法第65条の許可）を得た場合を除き、これに関する損失の補償を請求することはできません。（法第73条、土地収用法第89条）
- (2) 土地建物の有償譲渡の届出（法第67条）
公告の日の翌日から10日を経過した日以降に、事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合は、あらかじめ当該土地建物等、その予定対価の額、譲り渡そうとする相手方及び土地建物等に存する所有権以外の権利の種類、内容等を霧島市又は西日本高速道路株式会社に書面で届出ることが必要です。
届出後30日以内に届出をした方に対して霧島市又は西日本高速道路株式会社が買い取りの通知をしたときは、届出書記載の金額で売買が成立したことになります。
なお、届出後、原則として30日間は、当該土地建物等を譲り渡すことはできません。
- (3) 罰則（法第95条）
上記（2）の届出をしないで土地建物等を有償で譲渡した場合、上記（2）の制限期間内に土地建物等を譲り渡した場合又は上記（2）について虚偽の届出をした場合は、50万円以下の過料に処せられますので御注意ください。

届出等詳細につきましては、下記にお尋ねください。

土地収用法施行規則第13条に基づくお知らせ

- 1 土地収用法に基づく裁決申請の請求、補償金の支払請求及び明渡裁決の申立ての内容等については、下記にお尋ねください。

霧島市役所 建設部 土木課

電話番号 0995-45-5111（内線2783、2784）

西日本高速道路株式会社 九州支社 鹿児島高速道路事務所

電話番号 0995-63-4551

代表者 霧島市長 中重 真一
西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 芝村 善治